

委託契約書（案）

1 委託業務名	沖縄県立中部病院将来構想策定業務
2 業務箇所	沖縄県立中部病院
3 契約期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
4 契約金額	_____円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円)
5 契約保証金	沖縄県財務規則第 101 条に基づく。

上記の委託業務について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書の契約事項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 沖縄県うるま市宮里 281 番地
 沖縄県立中部病院
 院長 玉城 和光

(乙) ○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○ ○○○○
 代表者 ○○ ○○

(総 則)

第1条 甲および乙は、以下に定める条項に基づき仕様書に従い、履行期限までにこの契約を誠実に履行しなければならない。

2 甲および乙は、関係法令を遵守して本契約を履行する。

3 第1項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(第三者への再委託禁止)

第2条 乙は、乙以外の第三者に委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(変更契約または契約中止)

第3条 甲は、必要があると認めた場合は、業務委託の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料または、履行期間を変更する必要があるときは、甲と乙との協議のうえ書面によりこれを定める。

(著作権その他の権利)

第4条 乙は、本委託業務により著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

(秘密保持)

第5条 甲および乙は、委託業務に関連して知り得たそれぞれの秘密情報を秘匿する義務を負い、これを第三者に洩らしてはならない。尚、本契約終了後も、この秘密を保持する義務を負うものとする。

2 乙は甲が所有するデータ等を甲の許可なく複写・複製してはならない。

3 乙は甲が所有するデータ等をこの契約の履行目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

(業務履行に必要な資料の扱い)

第6条 甲は、乙から委託業務の遂行上必要となる資料について提供の要請があったときは、甲と乙との協議のうえ無償で提供することができる。

2 乙は、甲から提供のあった資料について、適正に保管しなければならない。

3 乙は、甲から提供のあった資料について、委託業務の遂行上不要となったときあるいは委託業務が完了したときは、直ちに甲に返還又は甲の指示に従った処置を行わなければならない。

(第三者への譲渡禁止)

第7条 乙は、委託業務に係る一切の権利や義務、資料及び成果品を委託業者の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(第三者への複写、複製禁止)

第8条 乙は、委託業務に係る資料及び成果品を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(業務遂行調査等)

第9条 甲は、委託業務の遂行状況について随時調査し、必要がある時は報告を求め、又は当該業務の処理につき、乙に対し適正な履行を求めることができる。

(事故報告)

第10条 乙は委託業務の履行に関し事故が生じた場合は、直ちに甲に対し事故の状況を報告し、その解決のための指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、この委託契約を履行するうえで乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(業務遂行上の責任者等)

第12条 乙は委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め甲へ通知するものとする。

2 乙は委託契約期間中に業務遂行上の責任者に変更がある場合は速やかに甲に通知するものとする。

(個人情報保護)

第13条 甲および乙は、取扱情報に個人情報が含まれる場合には、個人情報保護に関する法律およびその他個人情報に関する法令を遵守すると共に、関係省庁等の個人情報保護に関するガイドラインに従い、適正に個人情報を取扱うものとする。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号に該当する場合には、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 委託業務の契約に違反し、その違反によりこの目的を達することができないと認められたとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により、この委託業務の責務を履行する見込がないと認められたとき。
- (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- (7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者）が、暴力団（暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (8) 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (9) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前に通知しなければならない。

3 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができる。

4 本条第1項、第2項及び第3項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

（不当介入に関する通報・報告）

第15条 乙は、この委託契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（業務完了届）

第16条 乙は、委託業務を完了したときは、業務完了届を速やかに甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定により、その提出の日から10日以内に、甲の立ち会いのもとに検査を行うものとする。

3 乙は、成果品が検査に合格しないときは、甲の指示する期日までに手直しをしなければならない。

4 成果品の引渡しは、本条第2項による検査の合格をもって完了したものとする。

（成果品の引き渡しおよび代金支払い）

第17条 乙は、成果品の引渡し完了したときは、甲の定める手続きに従って委託料の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙より適法且つ正当な請求書を受理したときは、その請求書を受理した日から30日以内に、乙に対して代金を支払なければならない。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、委託業務が完了した後も役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 甲が、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引渡した時において、その契約不適合を知り、追完する旨を甲に申し出たときは、この限りではない。

(感染症対策)

第19条 甲は、乙が配置する業務の従事者に対し感染症等に関する必要な教育、健康管理を行い、委託業務に必要な範囲で個人用防護具を提供することとする。

(履行不能の場合の措置)

第20条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由によりこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての請負代金の支払を免れるものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第21条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第22条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(協議事項)

第23条 本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義又は紛争が生じた場合は甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

2 本契約に関する訴訟については、管轄裁判所を那覇地方裁判所とする。